

日時：令和5年5月10日（水）14：40～

場所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、加藤委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、松元事務局長、山澄審議官、森川総務課長、吉屋参事官、栗原参事官、香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官、松本研究官

○森川総務課長 それでは、おそろいでございますので、会議を始めさせていただきます。

本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第241回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は一つでございます。

議題1「コンビニ交付サービスにおける住民票等誤交付事案について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 議題1について、資料1に沿って説明させていただきます。コンビニ交付サービスにおける住民票誤交付事案について説明します。

まず、「1 事案の概要」でございます。令和5年3月27日、マイナンバーカードを使ってコンビニエンスストアで住民票の写し等の証明書を取得する「コンビニ交付サービス」において、横浜市の証明書について、申請者と別人の証明書が発行される事態が発生しました。また、ほかの二つの自治体（足立区及び川崎市）の証明書についても同様の事態が立て続けに発生したことが判明しました。

次に、本日まで判明している事実関係でございます。横浜市、足立区及び川崎市において、令和5年3月から5月までの間に、複数回にわたり、コンビニ交付サービスにおいて別人の証明書が発行される事態が発生していることが判明しました。

本件地方公共団体はいずれも富士通Japan株式会社に対し、証明書交付に関するシステムの開発・運用を委託していたものであり、本件事態は、いずれも同社の開発したシステムが関係し、誤交付が発生したものでございます。

しかしながら、各システムの仕様は各地方公共団体により異なっておりまして、各事態の具体的な原因に共通性があるのか否かを含め、現時点では詳細が不明でございます。

それぞれの誤交付の具体的な発生件数、対象証明書については下表のとおりでございます。

最後に、委員会の対応方針について事務局から説明します。令和5年3月27日の横浜市における事態発生以降、当委員会は、本件地方公共団体及び富士通Japan株式会社に対してヒアリング等の調査を実施してきました。本件は、富士通Japan株式会社のシステムを使用している地方公共団体での事態が頻発していること、また、同社のシステムを利用している地方公共団体は多くあることから、多数の国民の個人情報及び特定個人情報に関わる重

大事案であり、詳細な実態把握が不可欠であるため、まず一つ目、横浜市に対して行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第35条に基づく報告徴収及び個人情報の保護に関する法律第156条に基づく資料提出の求めを、二つ目、足立区及び川崎市に対しましては、個人情報保護法第156条に基づく資料提出の求めを、三つ目としまして、富士通Japan株式会社に対しましては、番号法第35条及び個人情報保護法第146条に基づく報告徴収を行うこととしたいと考えております。

また、詳細な事実関係を把握するとともに、今後、確認された問題点に応じて指導等の要否を検討したいと考えております。

(内容について一部非公表)

事務局からの説明は以上になります。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

小川委員、お願いします。

○小川委員 御説明ありがとうございます。

本事案は、詳細について明らかになっていないことも多いですが、判明している事実関係から見ても、各地方公共団体及び委託先の富士通Japan株式会社等の様々なシステムの仕様・設計・実装等に不具合が内在していたと思われま。

事業者及び地方公共団体においては、今後、類似した不具合が繰り返し発生することがないように、把握している原因に対する暫定的な対処をもってこの対応を完了するのではなく、システムの仕様・設計・実装・運用に対する総点検を行うといった総合的な稼働チェックを適正に行うことが重要だと思えます。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私からも一言申し上げます。本件は、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付システムに関する漏えい事案であり、直接の関係者となった地方公共団体の住民だけではなく、マイナンバーカードを活用したサービスを利用する全ての国民が不安を抱くきっかけになり得るという意味で影響する範囲も大きく、軽視できない内容であります。

事務局においては早期に事案解明を行い、各関係者において実効的な再発防止策が策定されるよう、適切に対応していただきたいと思えます。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思えますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題は、事案の社会的な影響を勘案し、配付の公表資料と当該資料に係る議事録及び議事概要

の部分については、準備が整い次第、当委員会のホームページで公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については公表しないこととしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上になります。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。